

中東知的財産ニュースレター 2015年10月号 (Vol.2)

・2015年8月のニュース

オマーン	<p>オマーン商標局は、書類の提出期限を設定</p> <p>オマーン商標局は、全ての証拠書類の提出期限を商標登録出願日から60日以内とする旨告知しました。この期限に違反した場合、罰金が科せられる恐れがあります。</p> <p>この告知は、オマーン商標局の執行規則に合致するもので、この提出期限は、今後、厳守されなければならないことを明確にしたものです。現在のところ、この告知以前の出願に対しても、遡及的に、罰金が科せられるか否かは明らかではありません。また、商標局から提出要請のある書類に対しても適用されるかどうかは不明です。いずれ、詳細が明らかとなるものと思われます。</p>
オマーン	<p>偽造航空券を発行した旅行会社に罰金</p> <p>報道によると、オマーンの裁判所は、偽航空券と旅程を発行した旅行会社に対し、罰金を言い渡しました。旅行者は、空港でチェックインする段になって初めて、受け取った航空券が偽物であることに気付いたそうです。</p> <p>OMR 16,800 (USD 44,000)の罰金に加え、旅行会社は、被害を受けた旅行者に対し、それぞれ OMR 600 (USD 1,600)の賠償金を支払うよう命じられています。</p>
カタール	<p>特許局は、書類提出期限と費用納付期限の延長を承認</p> <p>2014年12月31日以前に提出された特許出願に関し、カタール特許局は、出願料、広告料、年金の納付期限を2015年7月31日から2015年9月30日に延期しました。この延期は、証拠書類の提出にも適用されます。</p> <p>2015年2月22日、カタール特許局は、2014年12月31日までに提出された全ての出願特許に対し、出願料、広告料、年金は、2015年7月31日までに支払われなければならないと期限を告知しました。同時に、</p>

	<p>全ての未提出の証拠書類についても、同期日までに提出することが求められました。</p> <p>しかし、2015年7月2日、カタール特許庁は、2015年7月31日の期限を二か月延長し、2015年9月30日とする旨発表しました。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Nicole Giblin, アソシエイト) :</i> この期日延期は、2014年12月31日以前の出願に限るものであることを忘れてはなりません。それ以降の出願については、出願料と年金は、出願時に納付されなければなりません。審査料の支払と、証拠書類の提出期限は、出願後、6か月以内とされています。ただし、優先権書類については、期限を3か月以内とされています。</p>
カタール	<p>カタール、北京条約に加盟</p> <p>カタールは近ごろ、視聴覚的実演に関する北京条約（未発効）に加盟しました。北京条約には、現在、ボツワナ、チリ、中国、日本、スロバキア、シリア、UAE が加盟しています。</p> <p>北京条約が発効されると、視聴覚的実演の実演者の知的財産権が保護されます。同条約に基づき、実演者は、固定実演、不定実演のいずれにおいても、その権利が認められます。また同条約は、人格権、これら全ての権利の製作者への委譲、権利の制限と例外についても取り扱います。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>シャルジャ警察は、偽造香水を製造、販売した3名の容疑者を逮捕</p> <p>新聞報道によると、シャルジャ警察は、偽造香水を製造、配給、販売した3名の容疑者を逮捕しました。これら容疑者は、有名ブランドの名前がついた空瓶を仕入れ、独自で製造した香水を詰め、本物のブランド香水として小売店へ卸していた手口を警察に供述したと報告されています。この違法活動は、アルマダム地方当局に摘発され、シャルジャ警察の犯罪捜査局に通報されました。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Rachel Armstrong, アソシエイト) :</i> これは、UAE 政府による模倣品の製造および販売に関わる違法者の積極的な取締りを示す一例です。また、偽造活動の関与者には、UAE 連邦法に基づき、禁固刑および／または罰金を含む罰則が科されることが明確に示される結果となりました。</p>

UAE	<p>ドバイ経済開発局による、ソーシャルメディアを介した模倣品販売の取締り</p> <p>新聞報道によると、2015年、ドバイ経済開発局は、模倣品の販売が疑われる40のInstagram・アカウントを閉鎖したとのことです。これらアカウントは、販売者が自ら管理するものではなく、その地域の販売者に代り、商品を宣伝するために雇われた第三者が管理するものでした。購入者は、それらソーシャルメディア・アカウントが提供する携帯電話番号からも商品を購入することが可能でした。</p>
UAE	<p>特許局は、証拠書類の事後提出を許可</p> <p>UAE 特許局は、最近、特許料を値上げしましたが、同時に、特許出願の証拠書類の提出遅延に対する罰金も導入しました。罰金は、一か月につき AED 1,000 (USD 275) と定められています。</p> <p>特許出願の証拠書類の提出期限は、UAE 特許法 (1993 年閣議決定 11 号) の施行細則で定められています。施行細則は、証拠書類の提出期限を出願日から 90 日以内と定めています。</p> <p>施行細則に変更はありませんが、この罰金の導入により、UAE 特許局は、この遅延料を支払えば、証拠書類の期限後の提出を認めることを意味しています。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Nicole Giblin, アソシエイト) :</i> この改定により、証拠書類を期限の 90 日以内に提出できない出願人は、出願の取り消しを回避する機会が与えられたこととなります。しかし、施行細則が定める 90 日間の期限内に証拠書類を提出することが望ましいことに変更はありません。</p>

・ 2015 年 9 月のニュース

アルジェリア	<p>アルジェリアは、マドリッド議定書に加盟</p> <p>アルジェリアは、マドリッド協定に加盟してから 43 年後、この度、マドリッド議定書に加入しました。</p> <p>同議定書は、2015 年 10 月 31 日からアルジェリアにて効力を発生し、アルジェリアのブランド所有者は、この日から、商標の国際保護のためのマドリッド議定書の加盟国へのフルアクセスが可能となります。</p>
--------	---

イラン	<p>イラン商標局の審査手続きの改善</p> <p>現地のエージェントの報告によると、審査された出願件数が（2013年の52,000件から、2015年は56,000件に）大幅に増えました。イランへの制裁措置が緩和されるにつれ、イランでの新規出願数も増加の傾向にあります。イラン商標局が、この増加に対応できるか否か、注目されます。</p>
カタール	<p>カタールでの国際特許の電子出願と手続き</p> <p>カタールの特許局は、国際特許出願の受付局として、電子フォームによる国際特許出願の受付と手続きを開始します。これは、2015年9月15日から実施されます。当局は、ePCTポータル/ePCT出願機能を用い、国際特許出願を受領します。電子的な出願手続きは、時間の短縮と経費削減につながるため、出願人にとって朗報です。</p>
カタール	<p>偽造CDの押収</p> <p>新聞報道によると、カタールの経済商業相は、ドーハの販売店から3,379枚の偽造CDを押収することに成功したそうです。偽CDの押収後、容疑者には、著作権の侵害と他の関連権利の侵害に対する罰金が科されました。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Rob Deans, パートナー)： カタールでは、このような行政措置に関して報道されることは滅多にありません。このような行政措置の成功と、その報道は、カタールでの知的財産権所有者にとって、喜ばしいニュースです。</i></p>
サウジアラビア	<p>2015年上半期にサウジアラビア王国で押収された模倣品の数が数千万個に達する</p> <p>新聞報道によると、サウジアラビア関税局は、2015年の上半期に押収した模倣品の数は、合計3400万個にのぼると公表しています。これに加え、5200万個の製品が、サウジアラビアの法的必要条件を満たしていないため、入国を認められませんでした。</p>

サウジアラビア	<p>費用の変更</p> <p>サウジアラビア商標局は、商標権の更新および譲渡登録の公告料の値上げを予定しています。この値上げは、2015年10月15日から実施されます。</p> <p>商標権の更新および譲渡の公告料は、SAR 300 から SAR 3,000（およそ USD 800）へ値上げされることを確認しました。</p> <p>現時点で、他の料金の値上げは予定されていませんが、GCC 商標法の発効後、さらなる値上げがあることが予想されます。これらさらなる値上げの詳細は、まだ明らかではありません。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>ドバイ経済開発局 (DED)による「創業25年イベント」と「コンプライアンス・デー」</p> <p>ドバイ経済開発局は、2015年9月3日、「創業25年イベント (Silver Jubilee of Commercial Commitment)」を開催しました。このイベントは、創業25年以上の会社による商業および消費者保護法に対する絶え間ない貢献を讃えることを目的に開催されました。</p> <p>同イベントでは、DEDに登録する200,000の企業のうち、1,800以上の会社が栄誉を受けました。</p> <p>このイベントにより DED は、知財権の保護も含め、UAE の商業および消費者保護法について、企業に紹介、あるいは企業を教育することを目的としています。</p>
UAE	<p>ラス・アル・ハイマでの偽造受信端末とスマートカードの押収</p> <p>新聞報道によると、ラス・アル・ハイマ警察は、暗号化されたテレビチャンネルの不正受信に使われる偽造受信端末とスマートカードの販売の疑いで複数の販売員を逮捕しました。</p> <p>警察は、暗号化されたチャンネルの解読に使われる機器や装置を全て押収しました。この事件は、現在、刑事裁判へ向けて検察官に送致されています。</p>
UAE	<p>二千万ドル相当の模倣プリンタとトナーカートリッジを押収</p> <p>ドバイの倉庫を強制捜査し、ドバイ経済開発局は、500,000個を超える模倣プリンタとトナーカートリッジを押収しました。これら押収品の市場価格合計は、AED 7500万（およそ USD 2000万）と見積もられ、</p>

	ドバイで行われた最大級の押収と言えます。
UAE	<p>ドバイ裁判所は、英テレビ局 UKTV の配給者に対し、AED50,000 の罰金を命じる</p> <p>ガルフ・ニュースによると、地方放送局 OSN は、UKTV の受信ボックス／端末の配給者を、著作権侵害の疑いで、ドバイ犯罪捜査局(CID)に摘発しました。CID は、捜査の一環として、配給者の営業所を強制捜査し、証拠を裁判所に提出しました。その後の裁判により、配給者には AED 50,000 (およそ USD 14,000) の罰金が科される結果となりました。</p>
UAE	<p>ドバイ経済開発局が総額 AED 1 億 9,500 万相当の模倣品摘発</p> <p>ドバイ経済開発局は、最大級の総額 AED 1 億 9,500 万 (およそ USD 5000 万) に相当する模倣品を押収しました。同局はアル・クサイスにある倉庫から、末端価格で AED 1 億 2,500 万相当の 18 の有名ブランドの偽サングラスを 260 万点、インターナショナル・シティにある倉庫から AED 7,000 万相当の模倣スマートフォンを 61,768 点、および、付属品を約 90 万点発見しました。</p>

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター2015年10月号 (Vol.2)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2015年10月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。